

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和6年4月2日(2024.4.2)

【登録番号】実用新案登録第3196720号(U3196720)

【訂正の登録日】令和6年3月11日(2024.3.11)

【登録公報発行日】平成27年4月2日(2015.4.2)

【出願番号】実願2014-6132(U2014-6132)

【国際特許分類】

F 1 6 L 59/147(2006.01)

F 2 4 H 9/00(2022.01)

F 1 6 L 59/02(2006.01)

10

【FI】

F 1 6 L 59/147

F 2 4 H 9/00 E

F 1 6 L 59/02

【訂正書】

【提出日】令和6年2月9日(2024.2.9)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮

【訂正の内容】

20

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

タンク、乾燥炉等の容器または炉等の容体外壁表面に、
 ポリエステルやガラス等化学繊維シートと、前記ポリエステルやガラス等化学繊維シートの外側に積層した輻射熱に対して高反射率の素材と、
 を有する遮熱材を直接密着させた遮熱保温構造であって、
前記容体外壁表面に直接取り付けられる前記遮熱材は、

前記容体外壁表面と前記輻射熱に対して高反射率の素材との間に、静止空気層が生じないように前記輻射熱に対して高反射率の素材に前記ポリエステルやガラス等化学繊維シートが接着または溶着されており、

30

厚さ7～15ミクロンの前記輻射熱に対して高反射率の素材、及び、前記ポリエステルやガラス等化学繊維シートを含む全体の厚さは0.2ミリメートル以下に形成されている

、
 ことを特徴とする遮熱保温構造。

【請求項2】

前記輻射熱に対して高反射率の素材の表面に、電食を防ぐ高分子ポリマー系の高透過樹脂フィルムを取り付けたことを特徴とする請求項1に記載の遮熱保温構造。

40

50